

令和5年度第1回  
朝霞市住居表示整備審議会議事録

令和5年7月6日  
市民環境部 総合窓口課

会 議 録

会議の名称	令和5年度第1回朝霞市住居表示整備審議会	
開催日時	令和5年7月6日（木）午前9時58分～午前10時44分	
開催場所	朝霞市役所 別館2階 第一委員会室	
出席者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員：8名 田原委員、二見委員、高橋委員、神田委員、植木委員、内田委員 岡村委員、渡辺委員</li> <li>・事務局：5名 清水市民環境部長、並木総合窓口課長、竹本総合窓口課長補佐、 望月総合窓口課専門員、小川総合窓口課管理係長</li> </ul> ※欠席者なし	
議題	(1) 会長の選任について (2) 副会長の選任について (3) 町割及び町名について（諮問） (4) その他	
会議資料	(1) 事前配布資料 ①次第 ②資料1（あずま南地区（大字根岸及び大字台の各一部）住居表示整備事業） ③資料2（関係法令等） (2) 当日配布資料 ①朝霞市住居表示整備審議会委員名簿 ②諮問書の写し ③対象区域図 ④根岸台の全体図	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法：委員による確認（田原委員、高橋委員）	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項	・開会前に委員へ委嘱書を交付	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

**【並木課長】**

ただいまから、令和5年度第1回朝霞市住居表示整備審議会を開会します。  
本審議会の傍聴については、会長が選任されるまでの間、事務局がお諮りします。  
本市では、会議は原則公開となっており、また、本審議会は特に配慮を要する個人情報を取り扱う予定はありませんので、これ以降の会議では傍聴及び傍聴者による録音等を許可したいと考えますが、いかがですか。

（異議なし）

**【並木課長】**

各議題で非公開とする案件がある場合は、案件ごとに改めてお諮りさせていただきたいと思いますが、ご異議はありますか。

（異議なし）

**【並木課長】**

ご異議がないので、これ以降の会議は公開と決定しました。  
傍聴者がいましたら、入室させてください。

（事務局の確認により傍聴者なし）

**【並木課長】**

本日、「朝霞市住居表示整備審議会委員名簿」を机の上に置かせていただきましたが、委員の皆さまは、お手元の名簿のとおりです。  
本日の審議会の出席委員は8名で、過半数が出席していますので、朝霞市住居表示整備審議会条例第6条第2項の規定により本審議会は成立します。  
ここで、資料の確認をお願いします。  
事前にお届けしました資料は3点あります。  
・1点目は本日の「次第」  
・2点目は右上に資料1とある「あずま南地区（大字根岸及び大字台の各一部）住居表示整備事業」が表題の資料  
・3点目は右上に資料2とある「関係法令等」が表題の資料  
また、本日の配布資料として、審議会委員名簿、本審議会の諮問書の写し、根岸台の全体図を机の上に置かせていただいております。資料をお持ちでない方や資料に不足がありましたら、お申し出ください。よろしいですか。

（特に不足なし）

**【並木課長】**

それでは、会議を進めさせていただきます。  
本日の審議会は初めての開催となりますので、会長が選任されるまでの間、清水市民環境部長に仮議長をお願いします。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

**【仮議長・清水部長】**

審議会は、新たに住居表示が施行される際に開催しておりますが、前回の審議会は、平成16年に青葉台の住居表示が行われたときで、今回は20年ぶりの開催となります。皆さまから活発なご意見をお願いします。

会長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

本審議会では、会議録の作成にあたり、電磁的記録から文書に書き起こした要点記録とさせていただきますので、ご了承願います。

会議録の作成に伴い、本日の会議録を確認し、署名していただく2名の委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいですか。

（異議なし）

**【仮議長・清水部長】**

本日の会議録については、田原委員と高橋委員にお願いしたいと思います。

続いて、議事に入ります。議題（1）会長の選任についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

**【並木課長】**

本審議会の会長の選任にあたり、朝霞市住居表示整備審議会条例第5条第1項の規定により、審議会に会長を1人置き、委員が互選するとなっております。

**【仮議長・清水部長】**

ただいま、事務局から説明がありましたが、会長の選任についてご意見はありますか。

**【高橋委員】**

地権者で構成されている、あずま南地区土地区画整理組合の渡辺理事長にお願いできればと思います。この地域のこれからを決めるにあたり、本審議会の会長として適任であると思います。

**【仮議長・清水部長】**

ただいま、渡辺委員を会長に推薦するご意見がありましたが、いかがですか。

ご意見もないようですので、お諮りします。渡辺委員を会長に指名させていただきたいと思いますが、ご異議はありますか。

（異議なし）

**【仮議長・清水部長】**

ご異議なしと認め、渡辺委員を会長に選任します。

以上をもちまして、仮議長の務めを終了させていただきます。皆さまのご協力により、円滑に議事が進行できましたことにお礼申し上げます。

ありがとうございました。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

**【並木課長】**

ここで、渡辺会長にごあいさつをお願いしたいと思います。

**【渡辺会長】**

ただいま、会長に選任された渡辺です。

本日は、お忙しい中、ご出席をいただき、ありがとうございます。あずま南地区の住居表示整備について、有意義な審議会となるようご協力をお願いします。

**【並木課長】**

ありがとうございました。

ここからは、朝霞市住居表示整備審議会条例第5条第2項の規定に基づき、渡辺会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

**【渡辺会長】**

それでは、議事に入ります。議題（2）副会長の選任についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

**【並木課長】**

副会長の選任についても、会長の選任方法と同様に委員が互選することとなっております。

**【渡辺会長】**

事務局の説明が終わりました。副会長の選任について、ご意見はありますか。

（特に意見なし）

**【渡辺会長】**

ご意見がないようでしたら、一委員として私から、この周辺地域の実情に詳しい東町内会の内田会長に副会長をお願いするのがよろしいかと思いますが、いかがですか。

（特に意見なし）

**【渡辺会長】**

ご意見もないので、お諮りします。

ただいま推薦のありました内田委員を副会長に指名させていただきたいと思いますが、ご異議はありますか。

（異議なし）

**【渡辺会長】**

ご異議なしと認め、内田委員を副会長に選任します。

ここで、内田副会長にごあいさつをお願いします。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

**【内田副会長】**

ご指名により、この会の副会長を務めさせていただく東町内会長の内田です。渡辺会長とともに、審議会の円滑な進行に努めてまいりますので、ご協力のほどお願いします。

**【渡辺会長】**

ありがとうございました。

**【並木課長】**

ここで事務局から連絡があります。二見委員は、本日所用のため、ここで退席となりますので、ご承知おきください。

**【渡辺会長】**

続いて、議題（3）町割及び町名について（諮問）を議題とします。この議題が諮問事項となるわけですが、事務局からの説明を求めます。

**【竹本課長補佐】**

それでは、議題（3）町割及び町名について（諮問）を資料1と資料2を使用して説明させていただきます。

本日、お手元に諮問書の写しを配布しておりますので、併せてご覧ください。

あずま南地区の住居表示整備は、令和4年9月20日に、本市の都市計画において「市街化調整区域」から「市街化区域」に編入され、令和5年3月の朝霞市議会を経て実施することとなりました。

住居表示整備事業に関する事項については、審議会を置き、市長の諮問に応じて調査審議をする必要があることから、本審議会において、あずま南地区の町割及び町名についてご意見を伺うものです。

はじめに、住居表示制度について、簡単にご説明します。

資料1の1ページをご覧ください。住所を表示する方法には、何丁目何番何号を使用して住居表示を実施している地域と何千何番地という地番を住所として使用している地域があります。住居表示を実施していない地域は、土地の地番を使っているため、土地の分筆・合筆等により、地番が入り組んでおり、また、飛び地番ができるなど、住所を表示する手段としては、わかりにくさが生じております。このことから、住所をわかりやすくするため、土地の地番とは別に一定の方法を用いて住居番号を定め、住所を整備するのが住居表示制度です。

住居表示の方法ですが、具体的には、町の区域を道路や河川、水路などで区画して街区を設定し、街区符号を配列します。設定した街区の周囲を約10メートル間隔で区切り、右回りに順番に基礎番号を付けて、建物の出入口に接する基礎番号をその建物の住居番号に付けることで、何丁目何番何号という住居表示を定める方法です。

次に、2ページの4「あずま南地区」（大字根岸及び大字台の各一部）についてをご覧ください。住居表示に至る経緯ですが、令和4年9月20日に、「市街化調整区域」から「市街化区域」に編入され、用途地域が工業地域に指定されました。

また、この地区周辺は交通の利便性が高く、物流関連施設を主体とした市街地を形成していくため、住居表示を整備することで、その街並みをわかりやすく、利便性の向上を図るために実施するものです。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

「地区の現況」では、面積が約13.5ヘクタール、現在、住宅は4棟4世帯、その他、資材置き場や駐車場等になっております。

3ページをご覧ください。この表は、朝霞市都市計画及びあずま南地区の地区計画をまとめた表となります。

続いて、4ページをご覧ください。あずま南地区の計画図になります。こちらの計画図はスクリーンに映しております。

あずま南地区の都市計画になりますが、土地利用としましては、青色で表記されているA地区は、倉庫・流通センター等の大規模な物流関連施設等を主体とした土地利用となります。

一方、黄色で表記されているB地区は、既存の施設及び周辺環境との調和に配慮した業務系施設を主体とした土地利用となります。

なお、どちらの地域も都市計画上の用途地域が工業地域であることから、原則、新たな住宅は建てられません。

ただし、B地区においては、土地区画整理に伴い、既存の住宅の仮換地先となった場合については、新たな住宅の建築が可能となっております。

この地域の歴史的な由緒の話になりますが、あずま南地区と隣の積水化学工業跡地は古くから同じ「谷中」という小字で一体的な地域でした。また、長い間、「根岸」と「台」という2つの地名が住所として使われ、今現在も使われております。

都市計画上の話に戻りますが、あずま南地区は、積水化学工業跡地周辺と一体となって、地域経済の発展と雇用を創出する重点的な地区として、朝霞市都市計画マスタープランにおいて計画されており、積水化学工業跡地においては、商業地域と居住地域への土地利用の誘導、あずま南地区においては、交通の利便性に優れた立地を生かした工業系の土地利用の誘導を一体的に図ることを目指して「まちづくり重点地区」に位置付けられております。

5ページをご覧ください。「あずま南地区」朝霞市住居表示の実施スケジュール（案）について、主なものをご説明します。

令和5年3月議会において、「あずま南地区」を市街地と定め、住居表示を街区方式で実施することが承認されました。

第2回住居表示整備審議会（答申案）を10月に開催予定としております。その後、地方自治法第260条第1項の規定による町割及び町名についての（案）をあらかじめ公示し、令和6年3月議会で議決を経ていく予定としております。

最終的な住居表示の実施時期については、令和6年度末を予定しております。

次に、7ページの「朝霞市住居表示実施一覧」をご覧ください。

本市では、昭和45年5月に、第1次住居表示を実施し、過去7回に渡って住居表示を実施しております。

今回、あずま南地区は、第8次住居表示整備に位置付けます。

簡単ではありましたが、住居表示制度及びあずま南地区（大字根岸及び大字台の各一部）についての説明を終了させていただきます。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

**【渡辺会長】**

事務局の説明が終了しました。ただいまの事務局からの説明に対し、ご意見やご質問などがありましたら、お願いします。

私からですが、あずま南地区土地区画整理組合の理事長をしていますが、あずま南地区という名称にした経緯は、昔、あずま耕地という田んぼが作られており、あずま水利組合もありました。現在、水利組合は解散していますが、周辺の方や土地所有者、年配の方にとっては、馴染みのある呼び方となっています。また、「東」と漢字で書くと「ひがし」と読む方もいるので、平仮名で「あずま」としています。私としては、あずま一丁目とか、あずま二丁目という呼び方も一つの案として提案したいと思います。

**【田原委員】**

積水工場跡地が開発された場所は、根岸台三丁目よろしいですか。

**【並木課長】**

昔、住居表示されたときから、根岸台三丁目となっております。

**【田原委員】**

会長の一案も地元の方や地権者にとっては、ごもっともだと思いますが、ここは土地の形が悩ましいところです。根岸台三丁目や根岸台八丁目とつながっているとか、分けた方が良いとか、いろいろなことを考えているのですが、事務局ではいくつかの案を考えているのですか。

**【並木課長】**

事務局としては、いくつかの案を考えております。まず、一点目は、根岸台三丁目という考えです。ご承知のとおり根岸台三丁目に広く接していますので、根岸台三丁目であるならば、現在、街区が20番までありますので、あずま南地区は21番から街区符号することが考えられます。2点目は、現在、根岸台八丁目までありますので、全体的に根岸台九丁目とする考えです。3点目は、会長のご提案のとおり、新しい町名とする考えです。

本市では、平成12年に住居表示実施基準要綱を定めていまして、資料2の7ページの第3条に町名の定め方について規定しております。そこには、従来の名称に準拠すること、歴史上由緒あるもの、親しみの深いものを考慮するなどの規定があります。この地区は大字根岸と大字台の二つの字名の地域となっていますので、根岸台という町名であれば、従来の名称に準拠した形になると考えております。また、歴史上の由緒としては、会長からお話しのありました、あずま耕地など、様々な観点挙げられますが、一つの観点としては、積水化学工業跡地とあずま南地区の小字は同じ「谷中」であるため、歴史的にも一体として考えられます。長い間、「根岸」と「台」という名称であったので、「根岸台」という町名で整備することも良いのではないかと考えます。親しみやすい観点を考えましたが、様々な観点の一つとして、あずま南地区に隣接している地域が根岸台であることから、根岸台という町名は、地域の住民や社会全体においても受け入れやすいのではないかと考えます。特に、警察や消防、運輸業、流通業の方にとっては、住居表示整備後に根岸台であれば、場所の特定が容易になり、業務への影響を軽減させることができるのではないかと考えております。



## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

都市計画上の理由として、朝霞市都市計画マスタープランや地区計画がありまして、積水化学工業跡地が商業地域と居住地域で、あずま南地区においては、工業地域として一体となって整備することが位置付られていますので、一体的に考えますと根岸台という名称を付けるのが良いのではないかと事務局では考えております。

### 【内田副会長】

積水化学工業跡地が現在、根岸台三丁目ですが、これから整備しようとしているA地区の1号道路付近に東町内会の会員が3名いるので、根岸台三丁目で扱えないかと考えます。

区画道路1号から外環に出た2号バイパスの手前に道路がありますが、ここの南東側を八丁目にして、カインズとの並びを三丁目にしていただいて、九小が追加になったときには、全体的な面積が広いことや歩道橋のところで分かれるので、将来的には九小の地域を根岸台九丁目にしたらどうかという考えを持っています。

### 【清水部長】

事務局としても、内田副会長の考えは頭にありました。将来的に九小の辺りが開発されて、住居表示を実施するときには動線を考慮することも一つの案であると考えます。

### 【田原委員】

内田副会長の案に関連して伺いたいのですが、ゴンボウジ坂の5差路の交差点は根岸台三丁目と四丁目、八丁目が入り組んでいて、そこをスパッと分ければわかりやすいと思います。ただ、根岸台三丁目にしたときには区域が大きくなりますが、特に問題はないのですか。

### 【並木課長】

根岸台七丁目の方が少し大きいくらいで、根岸台三丁目にした場合は2番目に大きくなる状況です。

### 【高橋委員】

区画割りですが、将来的には九小側も追加して考えられるわけですので、黄色い表示部分（あずま南地区）だけではなく、周辺地区も考慮して一体的に区切が良い形で町名を考えたらよろしいかと思えます。

### 【渡辺会長】

地権者としては、当時、九小側も含めて一体的に区画整理を行う予定でしたが、面積が広く地権者も多いことや積水化学工業跡地の開発の絡みもあり、南側のあずま地区を先行した方が良いとの意見から進めた経緯があります。地権者からは、九小側も区画整理を進めていく意見が多くあり、10年、20年先になるかわかりませんが、いずれ、今回の町名が九小側にも引き継がれていくものと思っています。

### 【田原委員】

確認ですが、会長や他の方から意見をいただいて、本日の会議は意見を出して終わるのですか。今後の会議の流れやスケジュールはどうなっていますか。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

**【並木課長】**

本日は皆さまから、ご意見をいただいて留めることとしており、今のところの予定としては、審議会をあと1回、10月下旬に開催し、その時に結論として一つの答申案をまとめていく方向で考えております。ただ、2回しか行わないというわけではなく、例えば、10月上旬にもう1回、再度審議を重ねて最終的には10月中に答申案をいただきたいと考えております。

事務局としては、「あずま」という町名、「根岸台」という町名、根岸台であるならば全域三丁目、または三丁目と八丁目、全域九丁目の4通りの意見と認識していますが、本日決めるわけではありませぬので、意見を持ち帰っていただき、次回に再度審議した上で、答申案を決められればと考えております。その際、さらに審議が必要ということであれば、もう1回審議会を開催させていただきたいと思っております。

**【神田委員】**

確認ということで、先ほどから区域の大きさの話がありましたが、面積の要件、区域内の住居の数を含め、制限や判断する制度等はあるのですか。

**【並木課長】**

面積要件については、法律や条例、規則、要綱にはありません。令和5年3月議会において、住居表示については、市街地として議会の承認を得ましたので住居表示を実施するものですが、住居の数の規定や要件は特にありません。

**【田原委員】**

地権者の皆さまの歴史的な背景や会長のあずま耕地というお話しなどは馴染み深く、また、東町内会も私の地元で馴染みが深いのですが、一方でこの辺りには、新しい住宅が増えてきています。元々地元ではない方にすれば、根岸と台だから根岸台というと、ストーンと落ちる印象があります。図面を見たときに、どういうふうに分けて何丁目にするのかなと考えていましたが、先ほどの副会長の案の方が納まりが良いのかなと思います。九小の周辺については、将来的に考えれば良いと思っております。

**【植木委員】**

実際に現地へ行ってみましたが、カインズホームの前の通りと高低差があるなと感じました。ぐるっと回った時に字名に台という地名が使われていることやカインズとの連続性を考えると、根岸台という町名もありかなと思います。先ほどの三丁目と八丁目の案ですが、境になる道路の整備が行き届いていないと感じましたので、そこで町名を分けるのは不安な気がしました。できれば、根岸台三丁目で一体というのが望ましいと思っております。

**【渡辺会長】**

他に何かご意見はありますか。

(特に意見なし)

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

**【渡辺会長】**

特に、ご意見などがないようですので、町割及び町名についての諮問事項については、皆さまからのご意見を取りまとめた上で、次回の審議会では、答申に向けた審議をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

（異議なし）

**【渡辺会長】**

ありがとうございます。最後に、議題（４）その他ですが、事務局から何かあればお願いします。

**【望月専門員】**

次回の審議会の開催ですが、10月を予定しております。日時が決定次第、ご案内させていただきますので、よろしくをお願いします。また、本日の資料については、次回の審議会にもお持ちくださるようお願いします。

事務局からは以上です。

**【渡辺会長】**

それでは、以上をもちまして、令和5年度第1回朝霞市住居表示整備審議会を終了させていただきます。円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

以上